第４回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会　議事録

○　日　時　　令和８年１０月１９日（月）　１０：３０～１１：３０

○　場　所　　大分市役所荷揚ＢＡＳＥ（大分市役所別館）

○　出席者

【委　員】
渡邊　博子　委員長、荒金　一義　委員、佐知　真由美　委員、
増田　真由美　委員、片山　孝子　委員、小岩　咲希　委員、
髙橋　華音　委員、正池　功　委員、足立　美乃里　委員、
田崎　敢　委員　（計１０名）

【事務局】
企画部次長　村田　潤、企画課長　雨川　陽之、
企画課参事　清水　活喜、企画課参事　黒木　眞由美、
企画課参事兼公共施設マネジメント推進室長　立花　博信、
企画課行政改革推進室長　大野　貴稔、企画課広域連携推進室長　椎原　進介、
企画課行政改革推進室主査　高橋　孝幸、企画課主任　深見 千尋

【傍聴者】
なし

○　次　第
（１）第３回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会意見要旨について
（２）提言書（案）について
（３）市長への提言報告について
（４）その他

＜第４回　検討委員会＞

事務局	皆さんこんにちは。大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより、第４回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会を開催いたします。本日は長崎副委員長から都合により欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。 まず初めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、次第、配席図、委員名簿、Ａ３の資料１、そして最後が資料２です。不足等ありませんでしょうか。 それでは、これより議事に入らせていただきますが、検討委員会設置要綱第６条第１項より、渡辺委員長に進行をお願いします。
委員長	皆様こんにちは。お世話になります。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。いよいよ今日が最終回ということでございまして、皆様の思いですとか、お考えがあると思うのですが、なかなか全てをこの提言の中に入れ込むことはできなかったと思うのですが、それでも一生懸命まとめたかたちとなっているところです。ただ、まだ時間がありますので、こういうところを書き直したいですとか、こういう気持ちを入れたいといったことがありましたら、今日はおっしゃっていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。それでは議事に移ります。まず議事の１番目です。第３回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会意見要旨につきまして事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	資料１に沿って説明させていただきます。この資料は、先日開催いたしました第３回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会の議事３「提言書（案）について」で委員の皆様からいただきました意見をまとめたものでございます。番号のセルに色を付けておりますが、提言書（案）の大きな修正点となった意見を抜粋して説明させていただきます。 まず、はじめにについて、２番の委員会の進め方に沿った表現にすること、３番の視点、進め方、検討の結果のエッセンスを入れていくこと、４番の社会情勢の変化という点を追加すること、５番の総合計画に触れること、といった意見がありました。 次に、条例の規定に係る検討について、６番の条文を見直す必要性がないことを明示すること、7番の社会情勢の変化の具体例を追加すること、について意見がありました。 財政運営について、９番の財政に関する事項の具体的な公表例に触れること、１０番の「情報を積極的に取りにいかない市民」という表現を変更することについて意見がありました。 危機管理体制の整備等について、１１番の精神的な安全性といった内容を追加すること、１２番のもう少し優しい言葉で書くこと、といった意見がありました。 資料の２ページをお開きください。市民参画について、１３番の「授業や講義などの日常生活の中で」という表現の見直し、１４番及び１６番の文章の流

	れの見直しなどの意見がありました。 　また、２６番では、全体を通して優しい言葉遣いへ変更する、という意見がありました。 　ご説明しました点に加え、一覧表に記載の皆様からの意見を踏まえ、提言書の案を修正しましたので、議事２にて引き続きご協議いただければと思います。 　説明は以上でございます。
委員長	ありがとうございました。前回の皆様からのご意見をまとめたものでございます。何かこれにつきましてご質問・ご意見ありましたらお願いいたします。よろしいですかね。ありがとうございます。 　それでは、続きまして、議事の２番目です。提言書（案）につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	それでは、資料２「令和８年度大分市まちづくり自治基本条例に関する提言(案)」をご覧ください。 　　第３回検討委員会での意見を踏まえ、事務局にてその素案を修正いたしました。修正箇所は、赤字にしておりますが、必要に応じて第３回検討委員会でお配りした案をあわせてご覧ください。 　まず、目次をご覧ください。こちらは前回から修正点はございません。 　１ページをお開きください。「はじめに」でございますが、こちらでは、本検討委員会の設置から議論の経緯について触れております。それでは読み上げます。 　「大分市まちづくり自治基本条例」は、自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び行政の役割、行政運営の方法、市民の参画その他まちづくりの基本となる事項を定め、平成２４年４月１日に施行されました。 　本条例の附則において、「市長は、５年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする」と規定されていることから、これまで平成２８年度及び令和３年度に検討が行われ、いずれも「条例そのものの修正は不要」との結論に至っています。 　前回の検討から５年を迎えるに当たり、広く市民の意見を聴くため、学識経験者や各種団体の代表者、「自分とマチを彩る若者会議」の会員等を委員とする「大分市まちづくり自治基本条例検討委員会」が令和８年８月３日に設置されました。 　本委員会では、本条例に基づく本市の取組等を検証した上で、委員の日頃の活動等を踏まえ、ライフスタイルや地域コミュニティの在り方などが変化する中で、条例の規定が時代の変化に即しているか、また、市民主体のまちづくりをどう進めるかという視点から、計４回にわたり議論を重ね、その結果を提言として取りまとめました。 　大分市におかれましては、今回の提言の趣旨をご理解いただき、本市の自治の基本理念である「市民の幸せな暮らしの実現を目指すための市民主体による

	まちづくり」を推進するため、この理念を反映した大分市総合計画に掲げる各種施策に取り組んでいただきますようお願いいたします。 と、記載させていただいております。 ２ページをお開きください。「２　視点と進め方」でございます。こちらは、検討に当たっての視点を記載したものでございます。 では読み上げます。 まず、以下の視点１に基づき意見を出し合い、論点を整理しました。 視点１については、記載のとおりでございます。 これらを整理した上で、条文や逐条解説、本市の取組等を踏まえ、以下の視点２に基づき協議を重ね、最終的に、本委員会からの提言を取りまとめました。 視点２については、記載のとおりでございます。 ３ページをお開きください。 「３　検討・検証の結果」でございます。 まず、「（１）条例の規定に係る検討について」でございます。 では読み上げます。 前述の視点に基づき条例の検討を行った結果、本委員会では、「条例の制定時に比べ、人口減少や少子高齢化、地域におけるつながりの希薄化、ライフスタイルの多様化などの社会情勢の変化はあるものの、本市の自治の基本理念等は十分に通用するものであり、現時点において条例の規定を見直す必要性は認められず、時代に適合したルールとして機能している」との結論に至りました。 次に、「（２）市民主体のまちづくりの推進に係る検証について」でございます。 では読み上げます。 条例の趣旨である市民主体のまちづくりの更なる推進に向け、活発な意見が交わされました。今後は、以下の点に留意し、条例の規定に基づく各種取組を進めていただきますようお願いいたします。 〇財政運営について（第４条、第１２条関係） 市の財政については、予算や決算、中期的な財政見通し等、様々な情報が公表されています。市民が財政状況を正しく把握することは、限られた財源のもとで行政との適切な役割分担の必要性を理解し、互いに知恵を出し合い協力する協働の意識を高めるとともに、まちづくりについて主体的に考えることにつながります 。 誰もが財政状況を知ることができるように周知方法を工夫し、家計の収支に見立てて市全体のお金の流れを示すなど、市の財政への関心を高め、分かりやすい情報発信を一層推進していくことが必要です。 〇危機管理体制の整備等について（第２０条関係） 世界のニュースをみても分かるように、武力攻撃や大規模災害など、予期せぬ事態への備えは、市民が安心して暮らすためには欠かせません。 新型コロナウイルス感染症の発生についても、逐条解説において「災害等」に含まれる旨が示されています。これと同じように、市民が第２０条の趣旨をより分かりやすく理解できるよう、逐条解説の「災害等」の中に武力攻撃を受ける事態等も含まれる旨を記載することを含めて検討することが必要です。 〇市民参画について（第４条、第２２条、第２９条関係）

	市民主体のまちづくりや協働のまちづくりを実現するには、まちづくりに参画している方々が周囲を巻き込んで新たな担い手を増やしていくことが重要です。いきなり「参画」を求めるのではなく、まずは「見てみる」、「体験してみる」といったきっかけとなる「参加」の場を設け、そこから「参画」へとつなげていく工夫が必要です。 同時に、大分市自治会連合会をはじめとする多様な組織間連携や、多世代の市民で構成される会議体の創出等、市民同士の交流促進も欠かせません。特に、これまでまちづくりを牽引してきた方々と若者をはじめ新たに参画する方々とのつながりを深めるため、誰もが歓迎される雰囲気と温かく受け入れてくれる土壌づくりが望まれます。 さらに、参画の機会や仕組みをより生かしていくためには、情報発信の工夫が不可欠です。日々の生活や活動の中で偶然目にすることができる機会を増やすなど、身近な場所や人を通じて参画への最初の一歩を踏み出しやすくすることが重要です。 〇協働について（第４条、第２２条、第２３条、第２９条関係） 第２３条の逐条解説には「本来行政が行うべきものについてまで市民に責務を負わせる趣旨のものではなく、あくまでも自らの考えに基づく自発的な取組を求めるものである」と記載されています。この解説は、市民に過度な負担を求めるものではないことを明確にするという点で意義がありますが、まちづくりには、行政が行うべきものが先にあり、その他の部分を市民が補うことが「協働」であるとの誤解につながる可能性があります。 したがって、協働のまちづくりの本来の趣旨が正しく伝わるよう、逐条解説の表現を見直すことが必要です。 また、行政は、市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮するにとどまらず、目的や情報を共有し、お互いの理解と信頼関係のもと、よりよいまちづくりを目指すため、単なる財政的な支援だけでなく、市民の活動に寄り添い伴走するような力強い後押しも視野に入れ、市民と共に行動することが望まれます。 〇地域共生社会について（第４条、第２３条、第３１条関係） 性別や国籍をはじめ、市民の多様性が当然のものとして尊重される時代になっています。本条例自体には、第４条の「市民総参加の原則」において、性別、年齢等を問わず、すべての市民がまちづくりに参加できる機会を有することを規定するなど、多様な市民を前提とした地域共生社会につながる考え方を含んでおり、現在においても十分に機能しているといえます。 誰もが自分らしく参画できる地域共生社会の実現に向け、今後の市民主体のまちづくりや協働のまちづくりをさらに推進していくという観点からも、本条例における「地域共生社会」の考え方を分かりやすく整理することが必要です。 〇互助について（第６条、第２９条関係） 被災地においては、「互助」の精神の尊さが随所で語られています。その本質は、お隣同士のようなごく身近な関係性における「お互い様」の精神にあります。近年の経験を通じ、日常的に互いの顔や暮らしぶりが見える温かみのある助け合いの重要性が改めて浮き彫りになっています。こうした教訓を踏まえ、これからの市民主体のまちづくりに向けて、「互助」というものを今一度

	考えていくことが望まれます。 〇その他 ●条文では「市長等」を明確に定義している一方で、逐条解説において、「行政」、「市長」、「市長等」といった表現が混在していることから、市民にとってそれぞれの指し示す主体が分かりにくい状況が生じています。 本条例は、市民、議会、市長等が協働することを基本的な考え方としていることから、逐条解説においても、条例上の主体である「市長等」と一般的な意味で用いる「行政」とを整理し、分かりやすく示すことが望まれます。 ●「市民主体のまちづくりの実現」という条例の理念を果たすためには、その理念を市民と共有することが重要です。 そのためには、条例の周知はもとより、条例の趣旨に沿って策定された総合計画（「未来へつなぐおおいたビジョン２０３４」）や各種個別計画に基づく施策を着実に進めるとともに、市民がまちづくりに参加・参画する機会等を捉えて条例の理念を伝えるなど、効果的な条例の周知に取り組むことが望まれます。 ６ページから９ページには、本検討委員会の概要として、開催状況、委員名簿、設置要綱を掲載しております。前回ご説明した内容に、本日の開催状況を追記したものです。 説明は以上でございます。
委員長	ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に基づきながら、皆様方からご意見、ご質問等をお願いしたいと思います。これが最後の回になりまして、本当にいろいろ思いがあるかと思います。今説明がありました提言案で、出来上がってはいますが、思いというものをもう少し入れたいところもあるかと思いますので、ぜひいろいろとご意見いただければと思います。 まず、目次はよろしいかと思いますので、１ページ目のはじめにのところからいきたいと思います。はじめにについて、何か意見がありましたら、どうぞお願いいたします。〇〇委員、いかがですか。
委員	全体を通して、とても分かりやすくなったと思います。
委員長	ありがとうございます。他に、どなたかご意見ありますでしょうか。では大変恐縮ですが私から何点か申し上げたいと思います。やはり皆さんのお名前で出すので、やっぱり少し思いの部分を入れられたらと考えています。 建て付けもしっかりしているのですが、例えば、最後のところの、「この理念を反映した大分市総合計画に掲げる各種施策に取り組んでいただきますようお願いいたします」という点は、多分どなたもおっしゃってなかったと思いますし、既に市の方でも一生懸命されているところと思います。確かに総合計画は入れていただきたいと言ったのですが、施策に取り組んでくださいというお願いベースよりも、むしろ、総合計画の整合性を踏まえながらなど、最後の総合計画の文言を少し変えていただければと思いました。 あわせてですが、２ページ目の視点と進め方の視点２（２）で、「条例と大分市総合計画「未来へつなぐおおいたビジョン２０３４」は符合しているか」と

	入れているのですが、この点は後ろの検討・検証結果の中に入ってないですよね。
事務局	検討・検証の結果には入れず、委員長からご指摘がありましたので、はじめにのところで、整合性とは確かに書いてないのですが、入れたかたちでまとめております。
委員長	視点２はやはり必要でしょうか。必要ということであれば、総合計画と符合しているかという点は確かにご説明いただきましたが、それほど委員の皆さんで検討したというかたちではなかったので、（２）を削るか、少し言葉を変えることはできますでしょうか。検討・検証の結果のところに一言も入れてないものを、この視点２で抜き出していいものなのかというのが少し気になったところではあります。
事務局	現時点では、視点の中には残させていただきたいと思っております。
委員長	では、その視点の２番目を検討・検証の結果に少し入れることが必要でしょうか。でも、最後の方には入れてくださっていますよね。総合計画ということを私たちはあまり論じてこなかったと思います。符合していますよということは、事務局から説明を受けたのですが。どうしたらいいですかね。その点をうまく整合するようにしておきたいです。
事務局	少し事務局で検討させていただきたいと思います。
委員長	ぜひお願いします。もう一度はじめにのところに戻りますが、最後のところの２番目ですが、「この理念を反映した大分市総合計画に掲げる各種施策に取り組んでいただきますようお願いいたします」の部分は、別の表現にしていただければありがたいなと思います。例えば、「大分市総合計画との整合性も踏まえながら、様々な立場から計４回にわたり議論を重ね、今回の提言を取りまとめました」というような感じで前の方に入れる等、少し工夫をしていただけると非常にありがたいかなと思いますが、どうでしょうか。市の部長の皆さんはいかがですか。
委員	そのあたりの整合性は取った方がいいと思うので、符合しているという言葉を使うかどうかという点は事務局で一度検討してもらうとして、入れるのであれば、検討・検証の結果にも何か入れたほうがいいと思います。 はじめのところも、確かに前回、総合計画との関係性を入れているのはどうかというご意見は出ましたが、施策に取り組むことまでは言ってないので、その辺は調整させていただきたいと思います。
委員長	ただ、ご説明も受けましたし、そのつながりというのは皆さんで共有もしたので、ぜひ入れていただければと思いますので、少し細かいところですが申し上げます。

	加えて、はじめにの出だしの前に、何か文章を作っていただけると非常にありがたいです。いきなり「大分市まちづくり自治基本条例は」というところから始まっているので、私たちの思いを一番上に出していただけるとありがたいと思った次第です。いきなり大分市の条例に触れるというか、それぞれの経験ですとか、暮らしの中での思いとかですね、活動の中でのいろんな情報を共有しながら、こういうことをやっていきますよということと、皆さんが思い描いているまちづくりですとか、自治の動かし方っていうのはやっぱりあると思うので、それを全体的にまとめた上で、はじめに持っていきたいなと思ったんですが、いかがですかね。このように少し事務的なところから入るのは、仕方のないことかもしれないですが、せっかく皆さん熱い思いをもって集まられて、若い人たちも入ってくださっていますし、先進的な事例をお持ちの会長さんもいらっしゃる中で、こういうまちづくりにしたいですっていうのが先にあって、そして今回、皆さんで話し合いましたみたいなかたちで、何か一言入れていただけるとありがたいなと。そこはご相談させていただければと思います。その他ご意見ありますでしょうか。
委員	はじめにの１ページのところですが、提言書になりますから、こういうかたちで私は良いのではないかと思っております。全体的に見てもよくできているのかなと思っております。特に３ページ、４ページにわたって、市民の参画についてということで、お互い様という、僕の好きな言葉なのですが、これに触れて、行政も一緒にやろうということで、ここの部分がだいぶ訂正されたようで、検討してくれてよかったなと思っております。全体的に私は立派なものだと思っています。
委員長	ありがとうございます。はじめにのところはこのようなかたちでよろしいですかね。また何かあったら教えてください。 あと２ページ目の視点と進め方ですけれども、細かいところはあるかと思いますが、いかがでしょうか。視点を１点目、皆様方から意見を出し合って、論点を整理したというところと、それを踏まえ今の条文の検討をしたということで、２段階に分かれて、今回は進めていきましたよというところをご説明していただいているというところです。何か気になるところがありましたらお願いします。
委員	一番の「まず」は必要でしょうか。
委員長	入れずに「本委員会」でいいかと思います。つなぎ言葉もまたご検討いただければと思います。
事務局	はい。
委員	視点１と視点２を分ける必要があるのかなと今思いました。１つにまとめてもいいのかなと。思いつきですが。

委員長	事務局の思いとしては、１段階目で皆さんの暮らしですとか、その地域の活動を踏まえた情報共有ですとか、いろんな課題、問題、困りごとを出してもらった上で、条例の検討・検証に至ったっていう感じなので、分けられているのだと思います。
事務局	はい。タイトルも「視点と進め方」とさせていただいていますが、今、委員長がおっしゃったように、今回の進め方は、まず条例ありきで先に説明をさせていただいてご意見をもらうというかたちはとらず、皆様方の活動等を通しての課題を感じられていることがありますか、というようなところから始めさせていただきましたので、そういうことも含めて、視点の１で課題整理をさせていただいて、これを踏まえて、条例にその課題を当て込んで、説明させていただいて、ご検討いただいたということで、このようなまとめ方を一旦しております。
委員長	そういう背景があるのですが、いかがでしょうか。
委員	意図は分かりますが、後ろの検討・検証の結果に比較対照表がないので、最初の委員長の意見と同じで視点を分けずに全部一緒になって考えて、結果としてこういう結論が出ましたよと言うことで方向性を出せばいいのかなと。視点を分けると、視点１はこうで、視点２はこうでしたという書き方をもしかしたらかえって求められるかもしれないという印象を受けました。 そうであるならば、全体でこういうことを通して検討しましたということでも十分に通じるのではと思います。
事務局	一旦持ち帰り検討させていただきます。
委員長	そうですね。整合性がやはり気になります。視点という言葉が違うのでしょうか。視点というより段階でしょうか。
事務局	第１回の時に、事務局の方から視点ということで示させていただきましたので、それもあって、このような書き方になっているというのもあります。
委員長	またご検討いただければということで、お願いいたします。
事務局	はい。
委員長	その他何かありますか。ここはおかしいなということがありましたら、今のうちにおっしゃっていただきましたらありがたいです。ちなみに、皆さんが個別にもしも気がついたところをお伝えする場合、いつまでに伝えればいいですか。
事務局	後ほど説明いたしますが、提言書の市長への手交式の関係がありますので、１０月いっぱいであれば間に合います。

委員長	ありがとうございます。ただ、それを踏まえた上で、皆さんへの共有も必要ですよね。
事務局	変更が大きく、委員長に一任ということではなく皆さんにお諮りするとなると、もう少し早い段階でご連絡いただく必要があるかと思います。
委員長	分かりました。今ではなくても、何かあった場合は事務局の方に、１０月いっぱいというか少し前倒しで、お伝えいただければと思います。おそらくAIでチェックされていると思うので、誤字脱字はないかと思うのですが、言葉の使い方とかですね、何かありましたらお願いいたします。２ページ目の視点と進め方はよろしいでしょうか。 では一番大事な３ページ目の検討と検証の結果についてです。（１）が市長からの諮問に対してのお答えをする結論の部分、そして（２）のそれぞれの各項目などについて、こういうことをお願いしたいですというところになるかと思います。いかがでございましょうか。先ほどの〇〇委員のお話ではないですけど、「前述の視点」の「前述」も、ぱっと見る方々のことを考えて、違う言葉にした方がいいかもしれないです。上手い具合に他の言葉にしていただければと思います。あとはどうですかね。１番目で適合をしているということで、今回の条例の改正自体の希望・必要はありませんよというところで結論付けられております。そして、それに基づきながら、こういう面では条例の改正の必要性はないけれども、こういう思いでぜひお願いしますというところで書かれているのが２番目です。財政運営のところ、いかがでしょう。大丈夫でしょうか。 危機管理体制等の整備についてはいかがでしょう。「世界のニュースを見て分かるように」は少し気にはなりましたが。今自分事として捉えていかないといけないと思うので、何かいい言葉がないですかね。普通に入れていただければいいのかなと思うのですが。
委員	なくても分かりますので、その後から始めてもいいのかなと思いました。
委員長	でも思いがあると思いますので、またご検討いただければありがたいです。
事務局	はい。
委員長	精神的な安全性のところは大丈夫ですか。精神的な安全性というところは、入れにくいというところもこの間ご説明いただきましたし、直接的には入っていないものの、安心して暮らすということには入っていると思いますので、よろしいですか。
委員	細かい表現にはなってしまうのですが、今は「予期せぬ事態への備えは、市民が安心して暮らすためには欠かせません。」と表現されていますが、「市民が安心して暮らすために」というところが先に来た方がいいのでしょうか。難しいですね。

委員長	少し気になりますので、全部お任せして申し訳ないですが、ご検討いただければと思います。では、市民参画について、何かご意見はありまでしょうか。
委員	４ページ目にかかる、大分市自治会連合会に触れているところですが、元の文が、「大分市自治会連合会をはじめとした様々な組織同士のつながり」という表現で、大分市自治会連合会の中の、校区自治会などのさまざまな組織同士のつながりという意味合いで書いていたのかなと思っていたのですが、新しい案になると、「大分市自治会連合会をはじめとする多様な組織間連携」となっていて、自治会と他の組織という意味合いになり、前回の案と意味合いが違っていると思います。どちらが正しい動きなのかを確認しておきたいです。
委員	大分市自治会連合会と書いているから、大分市自治会連合会の中の組織間のつながり・連携という捉え方ですか。
委員	元の文は、「大分市自治会連合会をはじめとした」と、大分市自治会連合会を例として出して「様々な組織同士のつながり」という流れなので、大分市自治会連合会っていう組織があって、その中で様々な組織間の連携というふうに読めますが、新しい方は「大分市自治会連合会をはじめとする多様な組織間連携」となり、大分市自治会連合会の中に多様な組織連携というのはないのではないかと思っています。
委員	初めから多様な組織間連携のつもりで書いていたのではないかと思います。大分市自治会連合会と書いているけれども、小さな組織でまとまった大きな組織としての例示というよりも、地域コミュニティの中で自治会も校区連合会もありますので、様々な組織の一例という意味で書かれていると勝手に読んでいました。自治会の中だけでという意味合いではないと思います。
委員	新しい案の方がいいですか。
委員	大分市まちづくり自治基本条例の様々な市民団体の活動や地域コミュニティの活性化という点では、いろいろな組織との連携が必要というところで、今回の新しい案の方が良いのではと思います。
委員	組織間という言葉に少し違和感を覚えていました。
委員	組織というと少し小さく見えるので、その言葉を入れず、他機関連携という言葉の方が良いのかなと思いました。
委員長	いかがしましょうか。
事務局	今のお話を伺っていると、多分第３回でご提示をさせていただいた前の案の方が、事務局の思いとしては、分かりやすいのかもしれないです。〇〇委員も

	言われていましたが、大分市自治会連合会をはじめ、いろんな組織がある。で、その様々な組織同士のつながりというイメージで書いたのですが、前の文章の方が分かりやすいのかもしれないなとは思います。
委員	自治の話になりましたので、私にも若干関係あると思います。「多様」とあり、意味は分かるのですが、単純に各種組織団体というふうにくっつけて言ったら分かりやすいのではと思います。各種組織団体の間の連携だということにつなげていけばいいのではないかと単純に思いました。
事務局	また検討させていただきたいところですが、今、〇〇委員がおっしゃった「大分市自治会連合会をはじめとする各種組織団体の連携」がよろしいでしょうか。
委員	もう１つ例示を追加したら分かりやすくなるのではと思いました。例えば、民児協を出してはどうですか。せっかく〇〇委員にもご参加いただいていますので。
事務局	はい。また検討いたします。
委員長	今のご意見を踏まえてまた作成していただければと思います。 あとはよろしいですか。参加・参画というところで書いてくださっています。
委員	最後の段落のところで、「参画の機会や仕組みをより生かしていくためには、情報発信の工夫が不可欠です」と書かれていますが、「情報発信の工夫が不可欠です」をとって次に続けても、文章的には意味がつながるように思います。
事務局	そうですね。はい。
委員	最後の文書の「身近な場所や人を通じて参画への最初の一歩を踏み出しやすくすることが重要です」のところで、この参画は参加ではないでしょうか。どうでしょうか。
事務局	事務局としましては最終的には参画を目指してほしいので、全体の文章の流れとしては参画の一歩はもちろん参加からとなっているかと思いますが、ここでは最後の参画をとっております。立場は違い、できることも違うでしょうから、例えば参加・参画にいたしましょうか。
委員	「さらに参画の機会や仕組みをより生かしていくためには」で始まっているので、最後は参画にしたいわけですよね。
事務局	はい。それよりも前のところで、参画が難しいので、まずは参加からというところを書いております。

委員	なるほど。まず参加してもらって、さらに参画の機会や仕組みを生かしていくために、こんなことをして、最初の一歩を踏み出しやすくしますというかたちにしたいということですね。
事務局	はい。
委員	私も気にはなっていたところですが、「参画」につなげたいんだろうなと思っていました。ただ、参加の段階の人もいれば、参画の段階の人もいるので、両方入れてもいいのかなとは思います。
委員	参画につなげたいのはよく分かるのですが、その前の「日々の生活や活動の中で偶然目にすることができる機会を増やす」というのが、参加のための文章なので、少し気になりました。
委員	書いている中身が参画ではなく参加の手段にとどまっているということですね。
委員	そうです。どのように書き換えたほうがいいかは思い浮かばないのですが。
委員	いろいろ活動を発信するということは、参加だけを促すだけではなくて、参画を促すことにもつながると思います。活動を行うことが参加の第一歩の人もいれば、意義を見つけて「あ、自分もやってみたい」という思う機会につながるっていうふうにも理解できるかなということで、単に参画でもいいのなと思ってはいたのですが、いろんな段階の方がいるので、参加・参画でもいいと思います。
委員	前の案は、参加・参画になっていますね。
委員	あえて外されたのかと、理由を考えていました。
委員長	参加・参画の方向で考えていただけると大変ありがたいです。あとは大丈夫ですか。 市民参画ともつながりますが、協働はどうでしょうか。 次の地域共生社会についてですけれども、これはいかがでしょうか。
委員	一行目なのですが、「市民の多様性が当然のものとして尊重される時代になっています」と書かれると、やはりまだ尊重されていない方がいる中で、これを読んだときに、違和感を持つ方もいるのではないかと思っています。「市民の多様性を尊重することが当然に求められる時代になりました」というのが、私が考えた文言なのですが、少なくとも「当然のものとして尊重される時代になっています」という言葉に傷つく人がいないかなとは思いました。ただ、後ろの文脈からして、ある程度そうした時代が来ているということは、このように示さないといけないと思います。そうした時代が来ていますが、条例改正ま

	では行わなくても、今の条例のままで機能しますよというふうになっていると思いますので。そうした時代が来ているということを言うのは必要だと思います。
委員長	最初、何とおっしゃいましたか。代替案。
委員	「市民の多様性を尊重することが当然に求められる時代」です。
委員長	「当然」という言葉は入れない方が良いのでしょうか。
委員	そうかもしれません。このままでも当然をとれば、「市民の多様性が尊重される時代になっています」でよいですね。
委員長	そうですね。そこはとっていただければと思います。 次の５ページ目のところ、互助についてです。「被災地において」が最初に出てくることが気になっています。被災地は確かに事例ですが、被災地だけではないですし、何か言葉を入れていただけるといいかなと思います。
事務局	はい。検討いたします。
委員長	互助を入れていただいて本当にありがとうございます。お互い様、大事ですよね。その他はいかがでしょうか。またお気づきの点等がありましたらですね、お願いできればと思いますが、大丈夫ですか。 提言書ということで案を作っていただきましたが、このようなかたちで進めていただくということ、そして、もしも何かお気づきの点がありましたら、事務局に１０月の早い段階でご連絡をいただければと思います。
委員	先ほどの互助のところで、被災地についての話があがりましたが、これ、被災地に限る必要ないのではないかと思います。お互い様の精神というのは、常に必要なものです。で、被災地ではなくて、日々においてっていうことでもいいのかなと思ったりします。
委員長	そこは、そうですね。たまたま佐賀関の事例があったのでこう書かれているのだと思うのですが。
委員	それは分かるのですが、日常の互助なのか、災害についてなのかというところが曖昧になってしまうので。
委員長	そうですね。では、互助を全面的に出していただくようなかたちで、被災地は災害時に変えるとか、他の言葉に何かうまい具合に変えていただけるとありがたいです。
事務局	はい。

委員長	他にお気づきの点がありますか。〇〇委員、いかがでしょうか。
委員	互助のところは、被災地ということでなくて、日常的なことで良いのではないかと思いました。
委員長	では、被災地はやはり削る方向でお願いします。
委員	日々、安心して暮らすために、などでしょうか。
事務局	はい。
委員長	お願いいたします。他に何かありましたら、ぜひお願いいたします。事務局の方で、今日の皆様方からのご意見ですとか、全体を通じての文言の重複、言い方、使い方等々、また調整をしていただければというふうに思います。 それでは次、議事の３番目でございます。市長への提言報告について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	市長への提言報告につきまして、ご説明いたします。資料はございません。 １１月１６日に渡邊委員長より市長へ提言書をお渡しいただき、提言内容をご報告いただく予定となっております。 なお、当日のご出席につきましては委員長のみとなりますので、委員の皆様におかれましては、あらかじめご了承のほどよろしくお願いいたします。委員長におかれましては、お忙しいところ誠に恐縮でございますが、なにとぞよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。
委員長	ありがとうございます。皆様を代表いたしまして、皆様の思いをお届けしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。何かご質問ご意見ありましたらお願いいたします。 それでは議事の４番目その他についてです。事務局は説明をお願いいたします。
事務局	こちらも資料はございません。今後のスケジュールについて、ご説明いたします。１１月２４日に大分市副市長を委員長とする庁内検討委員会を開催し、ご提出いただきました提言書につきまして、報告する予定でございます。その後１１月３０日に開会されます令和８年第４回大分市議会定例会総務常任委員会において、ご報告させていただく予定でございます。 また、提言書につきましては、大分市ホームページに掲載し、広く市民の皆様にご覧いただきたいと考えております。 提言書の修正についてですけれども、先ほど少し説明させていただきましたが、今日もご意見を多くいただきましたが、委員長に一任いただくか、各委員にお諮りするか、いかがいたしましょうか。

委員長	○○委員には先に承認いただきましたが委員の皆様、どうでしょうか。
委員	（委員長一任に賛成の声）
委員長	分かりました。責任も重たいので、私の方も少し AI も使いながら、意味合いと立て付けは全く変えないで、少し言葉の使い方を変え、優しい言葉にしてまとめましたので、ご検討いただければと思います。では修正につきましては委員長に一任ということでお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。最終案につきましてはそのようにさせていただきたいと思います。説明は以上でございます。
委員長	ありがとうございます。ただいまの説明で何かご質問ありましたらよろしいですかね。今回が最後ということですので、せっかくなので、一言ずつお願いしたいと思います。
委員	２回目の参画になりました。この条例の見直しはとても難しいので、委員長にはとても苦労してまとめていただいたかと思いますが、いい勉強になりました。ありがとうございました。特に若い方が参画されるというのは、とても良いことだなというのがすごくありました。ただ、事務局には少しお願いがあります。全ての資料を事前にください。以上です。
委員長	資料は今日初めてご覧になられたのですか。
委員	はい。特に難しい内容なので、当日初めて見るかたちではなく、事前に確認できればと思います。５年後はよろしくお願いします。
委員	ありがとうございます。初めて参加させていただきましたけれども、私は常に自分の後ろの人間を守るように考えて、自分が責任を負わないようにと思って文言を考えてきました。そういう考えで参加してしまったようなところがありますが、皆さんのご意見を聞いて、それではいけないという反省のもと、良い勉強をさせていただいたということをお伝えしたいと思います。あわせて、先ほど○○委員も言われていましたように、事前に今日の資料があると先に読んでおけるのでありがたいなと思っていました。ありがとうございました。
委員	２回目、３回目と欠席しまして申し訳ございません。私も初めてこういう会議に参加させていただいて、重い責任があるなと感じながら、皆さんの意見をいろいろ聞いてまいりましたけど、何の役にも立たなかったかもしれませんけど、どうもありがとうございました。
委員	改めて、条例をもとに保健福祉行政を進めていかなければいけないなという思いを強くしました。ありがとうございました。

委員	委員としての意見ではないのですが、資料について不手際があり、申し訳ありません。今後の会議に生かしていきたいと思います。この委員会については、特に若いお２人が委員として参加され、この難しい問題について、しかもこの中で発言するのはかなり勇気がいることだと思うのですごいなと思って聞いておりました。市もいろいろな取組をしていますので、ぜひまた参加していただければありがたいなと思っています。
委員	男女という時代ではないのですが、これだけ女性の委員が揃って、若い方のご意見もいただけたこともあり、皆さんから多くの意見が出たのではないかと思い、男女共同参画を所管する部長として大変うれしく思います。これからもぜひご意見をいただければと思います。ありがとうございました。
委員	初参加で普段こういう会議には参加することもないので、最初はすごく緊張していましたが、何かお役に立てたなら良かったです。私も大分大好きなので、もっとこういう活動に参加できればと思いました。ありがとうございました。
委員	私もこういった委員会に参加するのは初めてのことで、どんな感じで進めていくのだろうと、とても緊張していたのですが、拙い意見ながらも、自分が普段感じていることを直接伝える機会をいただけて感謝しています。ありがとうございました。
委員長	皆さん、本当にありがとうございました。本当にいろんな立場から、忌憚のないご意見をいただきました。それぞれの地域ですとか、それぞれの活動に戻られた際に、こういうことがあったということですとか、あるいはこういうふうな部分にぜひ目を向けてくださいということをお伝えいただければと思います。また、若い委員のお二人、お疲れ様でした。本当ありがとうございました。ぜひこれからも頑張ってください。事務局の方、そして大分市役所の委員の皆さん、本当にありがとうございました。なかなか拙い進行で大変申し訳ございません。最後まで責任を持って対応させていただければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。長い間、４回にわたり、本当にありがとうございました。ご協力に感謝申し上げます。そして、ぜひ皆さんでよりよい大分にしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局にお返し申し上げます。
事務局	渡邊委員長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、ご多忙のところ大変ありがとうございました。８月の検討委員会の発足以降、約３カ月にわたり委員の皆様より、多くのご意見をいただくことができました。この自治基本条例は施行後１５年が経過しようとしておりますが、条例の趣旨である市民主体のまちづくりの更なる推進に向けた様々な課題を明らかにしていただいたところであり、皆様からいただきましたご意見を踏まえ、今後市民主体のまちづくりが一層進むよう取り組んでまいりたいと思います。 委員の皆様方には、本日の会議にて実質的な審議は終了することとなりますが、これまで同様、今後もこの条例の理念に基づいたまちづくりの推進にご理

	解とご協力をいただきたいと思っております。本日はありがとうございました。